

議会基本条例推進委員会記録

1. 期日 令和4年8月18日(木) 開会 13時30分
閉会 14時11分
2. 場所 議事堂(議場)
3. 議題 1. 第3回定例会に向けての報告について
2. 二宮町議会議員政治倫理規定要綱の改正について
3. その他
4. 出席者 渡辺委員長、松崎副委員長、二宮委員、羽根委員、杉崎委員、大沼委員、
前田委員、根岸委員、善波議長
- 傍聴議員 0名
事務局 3名(局長、庶務課長、副主幹)
傍聴者 2名

1. 第3回定例会に向けての報告について

委員長 議題についてである。1つ目の議題は第3回定例会に向けて、推進委員会から報告をする内容について確認したいと思う。2つ目は二宮町議会議員政治倫理規定要綱の改正について改正内容の確認をして、議会全員協議会に提案する内容としたいと思う。3つ目、その他ということで研修についても確認をしていきたいと思う。以上だが追加議題でこれについてもということがあったらお願いします。

第3回定例会の報告について私から資料説明をする。議会報告会、意見交換会についてだが、今期は11月の町議選の直前となるため、要綱に則って開催しないこととする。2点目ハラスメント対応についてである。議会全員協議会から「研修の実施、政治倫理規定の見直し、防止・対応の体制づくり」の3点について付託を受けた。この点について進捗状況を報告したいと思う。①研修の実施についてだが、議員を対象とする。研修の責任者は議長、実施の責任者は議会基本条例推進委員長となる。講師は緊急性もあり、元全国都道府県議長会事務局次長の内田一夫氏とした。日付については8月24日で確定した。これについては議員皆さまにお知らせした。講師謝礼については補正予算で確保をしている。内閣府男女共同参画局作成の「政治分野におけるハラスメント防止」の研修教材を活用していくということである。欠席者が出た場合のフォローについては、委員長が事前に講師に相談しておく。②倫理規定の見直しについては次の通りである。内容は後で倫理規定要綱の改正について提案をする。理由のみ説明する。急いで要綱を定めることで後に不都合が発見されることも想定している。全員協議会から委員会に対して先ほど触れた研修の実施、規定の見直し、防止・対応の体制づくりの3つが付託されているので現在の委員会で考えを示す必要があると考えている。各自治体ではハラスメント防止条例を制定するなどの取り組みもあり、規定の見直しで留めるのか、対象を議員だ

けとするのかを含めて検討が必要ということである。条例化するか、倫理規定の見直しに留めるのか、ハラスメントの定義、審査会のあり方、規定の対象などを含めて8月24日に開催される研修で各議員に共通の理解ができることを想定して、研修後に本格的な規定の見直しを行っていく。ただ9月議会では条例制定までいくのは難しいので任期末までにはできるところまで進めて、次の議員さんへ引き継いでいくという内容で進めている。各委員から次の意見が出され今後の検討事項に加える。ハラスメントが発生した時の対応、相談窓口など、町議会要綱の第3条が自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならないとしているが、この点について現実的なものにしていく。町ではハラスメント等調査委員会要綱、ハラスメント等通報相談窓口設置要綱を定めている。対象は町部局の各組織に属する職員となっている。松崎副委員長から懲罰についても盛り込むべきではないかということだった。規定がどんな形になっても実効性を持たせるためには、ある程度懲罰も含めて検討する必要があるのではないかという意見を頂戴しているので、このへんについても付け加えていくように提案したいと思う。③防止・対応の体制づくりである。暫定的に議会内でハラスメントの訴えをする場合は、議長または副議長に申し出るということできたいと思う。他の議会では、審査会の設置などを規定しているところもあり、この点は規定見直しをする中で増えていくことにしたいと思う。

3の議会基本条例の検証についてである。今回条例改正の具体的な提案はない。議会報告会については新型コロナウイルス感染防止ということもあり、対面による開催はない。YouTubeでの報告を2回している。今年3月議会について視聴回数は200回を超えているが、質問や意見は特に事務局の方にも上がっていない。決議書、意見書、提言書などの決議をしているが、執行者の受け止めも含めて、その後の扱いがどうなってきたかを検証する必要があると考えている。取り急ぎ4年間の予算・決算の審査意見が、どのように執行側に活かされてきたかについて意見交換を行っている。執行者も審査意見については重視していると思われる。以前は審査意見の実行状況を議会だよりで取り上げたが、現在ページ数の問題もあり難しくなっているのが現状である。対面での議会報告会での審査意見に至る議論の経緯の説明をし、あれはどうなったのかという質問もあったが議会報告会が対面で開催できない状況では、そういったことも起こっていない。YouTubeで審査意見に関するところは少し弱かったのではないかと、この点について反省として挙げている。予算の審査意見についてすぐに町の対応を求めるのは、予算執行の仕組みから少し難しいのではないかという意見も出ている。いずれにしても審査意見についてどうなっているか議会議員として理解し、町に伝えることは必須でしょうという意見である。そもそも執行者なら議会議員に報告、返事をもらうということがあるべき姿ではないか。予算・決算特別委員会で審査意見についてフォローすることが望ましいが、審査後それぞれの特別委員会が解散されるため現実ではないという意見も出ている。決議、意見書も含めて予算・決算審査意見など議会からの進捗状況については、議会から町民へ発信を強めていくことが必要だと考えている。執行者に対しては形式にこだわることなく進捗があった

時点でのよいので、議会への報告を引き続き求めていく。動議の扱い、特に修正案について分かりにくい点があるという指摘があった。議会運営委員会の方にこの点については、先例確認事項へ追加することを含めて検討を提案していきたいと考えている。議会図書館については全く進捗がない。一般質問で質問が不当に制限されたとの訴えもあったが、この件については議事の進め方であると整理を当委員会で行い、訴えた議員については改めて議運で説明を求めている。執行者の反問権は削除するというのが残っているが、執行者側の問題であると整理している。議会ホームページの改善についてだが、町ホームページの改修と歩調を合わせるとしている。以上3月定例会に向けての報告内容についてだがご質問、ご意見、補強意見はあるか。

大沼

1点目、1ページの(イ)の下の方だが、ハラスメント関係は対象議員だけとするのかという部分の検討だが、これについて一般の方、職員という世間一般の感覚に合わせてというところだと思うが、議員だと話し合う内容が特殊な事情もあると思うので、そこは議員だけのくくりにした方がよいのかと思った。副委員長から出た懲罰の動議について、ここに盛り込んだ方がよいのではないかという話があった。委員会としてということになると、趣旨というか、どこがというところが曖昧というか意見を集約するのが難しいと思うので、懲罰の関係については議員必携の中でも動議として提出することができるわけで、必要とあればそういった形の行動を取られることがふさわしいのかなという風に思われる。予算・決算特別委員会での意見についてその後のフォローだが、解散後となると現実的ではないという報告だが、先日の話の中でもこの部分については議長、または副議長がある程度主管というか責任をもって確認をしていくという話になっていたかと思うが、ご確認いただく。

委員長

3点あった。1点目は対象の問題だが議員だけとするのかを含めて検討が必要ということで、検討を今後していきたいということで確認をしたいと思うが他に意見あるか。研修の中でどんなことが出てくるのか待っているというわけではないが、その理解の上で進めていきたいと考えているがいかがか。大沼委員、研修の後で対象について議員だけとするかどうか、その点については意識的にきちんと見ておくということである。2点目は懲罰についてだが議員必携にも書かれている内容で、そういう措置にきちんと従っていけばよいのではないかという意見である。他に意見あるか。

松崎

これは私の提案だが倫理規定の中に懲罰に関しては議員必携を参照にということで、倫理規定と議員必携をリンクづけるような書き方にすればよいのではないかと思うがいかがか。

羽根

議員必携はこうあるべきというものが出ていると思うので、関連付けるのはよいが懲罰規定とどうつなげるのかと思った。今日初めて副委員長から懲罰の話聞いた。具体的な話し合いや議論はしていないと思うので、今日この場で決めるのは難しいと思う。さらに委員会の方で議論を重ねて決めていった方がよいのではないかと思う。

松崎 先ほどの件と同様に研修の後に、このことも含めて話し合うことでよろしいのではないかと。

委員長 いかがか。懲罰についても頭においておき、研修後に具体化をしていくことにしたいと思う。3点目だが予算・決算特別委員会が審査後解散するために、審査意見についてフォローするのが現実的ではないという意見が出ていたが、議長・副議長で責任を持っていくという話合いが抜けているのではないかとということだが、議長いかがか。

議長 ただいまの件について前回、正副議長で執行者側と打ち合わせの時に話したが審査意見で即答できるような回答が出るものと、出ないものがあるということである。たとえば即答できなくても進捗状況はこうなっていますよとか、そういう流れは説明できるのではないかと要望しているので、今後はそういう点は真摯に受け止めて対応していきたいという執行者の答えだったので、その都度行っていくというような形作りはできると思う。それで皆さんにも報告できるような、皆さんが審査意見を出したこの件についてはどうなっているのかというような要望があれば、直に執行者の方とぶつけて、その回答をいただくというような体制づくりは執行者の方も拒むことはないということである。

委員長 その点について執行者の方も各議員なり、議会の方から問い合わせがあれば答えていくという体制だが、実際に予算・決算特別委員会解散後の間は議長・副議長の方で職責として、そのフォローをするという確認でよろしいか。他に質問、ご意見あるか。それでは先ほどの意見交換も含めて議会全員協議会に報告させていただく。

2. 二宮町議会議員政治倫理規定要綱の改正について

委員長 二宮町議会議員政治倫理規定要綱の改正について、話し合いをさせていただく。資料の最終ページに書いてある。現行の要綱に対して修正の形で入っている。副委員長から改正案を朗読する。

松崎 二宮町議会議員政治倫理規定要綱（改定案）に基づき説明。

委員長 第2条の2、3については先日の調査研究会でこういう内容を盛り込もうということで、ここに盛り込んだ。その他の修正について事務局の方からあるか。法制執務上の問題があるか。

庶務課長 その他の修正については第2条の(4)アだが企業、団体となっていたが法制執務上、点は使わないということなので「又は」というような形で法制執務上問題がある点を再度週施させていただいた。イに対しては表現的に分かりづらいのでその点を整理させていただいて、内容的には変わらないが文言の整理をさせていただいた。

委員長 改定案について質問、意見はあるか。

大沼 2条のアだが「企業又は団体からの金品等の寄付は受けない」とあるが特に法では縛りはないですよ。その中でこの関連性があるのが(5)の関連している企業とかとの癒着みたいな、そういうことに結びついてしまうといけないので、この条文がつけられていると思うが。アの方はいらぬのではないかという意見である。今課長から説明があったがイも金品等の提供はよくないが、もう少しすっきり実地というか法に抵触しない範囲の中で、うまい書き方ができたらよいのかと思うがそのあたりはいかがか。

委員長 今の点についてご意見あるか。改定要綱になると思うが、公職選挙法に準じた内容をここに書いてあるのかという印象を受けた。事務局から何かこれについてあるか。

13時59分
《暫時休憩》
14時08分

委員長 休憩を解いて議事に戻る。先ほど大沼委員の方から質問があった、旧条文でいくと第2条第2項アの部分で「企業又は団体からの金品等の寄付は受けない」、このことについては公職選挙法の規定より厳しい規定になっている。その理由については明らかにしておく必要があるだろう。現行の政治倫理規定の第2条3項についてだが業務委託契約、物品納入契約、又は町が行う許認可に関して不当な関与をしないこととあり、これと先ほどの寄付を受けない点については関連してはいけないので、そのへんについても関連していないということが、もう少し明確になる形で改定を留意する必要があるのではないかという意見だった。これについては本格的に要綱を見直す段階で、この点を確認していきたいと思うが大沼委員の方はいかがか。

大沼 結構である。

委員長 先ほど言った現倫理規定第2条2項ア、3項については今後本格的な要綱の見直し段階で、もう一度その意味を確認していくことにしたいと思う。他に何かあるか。特になければ要綱案について正式な案として、次回の議会全員協議会の方に提案したいと思うがご異議あるか。

(「異議なし」との声あり)

委員長 では、倫理要綱規定案について議会全員協議会に提案したいと思う。

3. その他について

委員長

研修について確認する。研修については8月24日の午後1時30分から、全国都道府県議会議長会の事務局次長でいらっしゃった内田一夫さんである。学習院大学の法学課を修士で修了されている。法律についてもある程度下地のある方だと理解している。今のところ全員参加である。このことだけ確認させていただいた。その他が特になければ議会基本条例推進委員会を終了する。

閉会 14時12分